会員へのお知らせ

国民の保護に関する基本指針の変更について

平成25年3月22日
消防庁国民保護・防災部国民保護室長

国民の保護に関する基本指針については、3月22日の閣議において変更された旨、内閣官房より連絡がありましたので、お知らせいたします。

※　基本指針は、内閣府国民保護ポータルサイトでご覧になれます。
URL:http://www.kokuminhogo.go.jp/torikumi/kihonshishin.html

サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂について

（法安154）
平成25年3月26日
日本医師会常任理事　高杉　敬久

サリドマイド製剤及びレナリドミド製剤の安全管理につきましては、平成20年10月21日付（医安55）F「サリドマイド製剤の使用に当たっての安全確保の徹底について」、平成22年7月5日付日医発第353号（法安16）「レナリドミド製剤の使用に当たっての安全確保の徹底について及びレナデックス錠4mgの使用に当たっての安全確保の徹底について」等でお知らせした通りです。

今般、標記について厚生労働省より本会宛連絡がありました。

TERMS及びRevMate改訂の概要は下記の通りとなりますので、貴管下会員へご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. TERMS改訂の概要

⑴　女性患者Bの定義の見直しについて

女性患者Bの定義に以下の基準を追加するとともに、同意書、登録申請書及び遵守状況等確認票について必要な見直しを行ったこと。

・先天的に子宮又は両側の卵巣がない。
・年齢にかかわらず、産婦人科専門医が産婦人科診療ガイドライン（婦人科外来編の早期卵巣不全の項）に準じて、卵巣機能が停止していると確認できる。
・処方医が、患者の申告を踏まえ、全身状態不良等の重篤な身体的理由により妊娠の機会がないと判断できる。

⑵　血液検査による妊娠検査について

妊娠検査法として血液検査による方法を追加したこと。

⑶　遵守状況等確認票の見直しについて

遵守状況等確認票について、処方医師記入欄の「いいえ」欄及び「患者記入欄」を削除し、確認事項をまとめて確認する「確認欄」のみに変更したこと。また、遵守状況等確認票をTERMS

管理センターにFAX送信した後は、TERMS管理センターからの返事を待たずに調剤を開始してよいこととしたこと。

⑷　理解度確認テストの廃止について

理解度確認テストを廃止し、同意書において理解したことを確認することとしたこと。

⑸　処方時の数量管理について

患者による処方毎の空のカプセルシートの持参を必須とせず、自己申告による未服用薬数量の報告によることでもよいこととしたこと。

２．RevMate改訂の概要

⑴　B. 女性の定義の見直しについて

B. 女性の定義に以下の基準を追加するとともに、患者登録申請書、同意説明書及び処方要件確認書について必要な見直しを行ったこと。

・先天的に子宮又は両側の卵巣がない。
・年齢にかかわらず、産婦人科専門医が産婦人科診療ガイドライン（婦人科外来編の早期卵巣不全の項）に準じて、卵巣機能が停止していると確認できる。
・処方医が、患者の申告を踏まえ、全身状態不良等の重篤な身体的理由により妊娠の機会がないと判断できる。

⑵　血液検査による妊娠検査について

妊娠検査法として血液検査による方法を追加したこと。

⑶　処方要件確認書の見直しについて

処方要件確認書※について、処方医師記入欄の「いいえ」欄を削除し、記入方法の簡略化を図ったこと。

⑷　処方時の数量管理について

患者による処方毎の空のPTPシートの持参を必須とせず、自己申告による未服用薬数量の報告によることでもよいこととしたこと。

⑸　患者登録申請書の見直しについて

患者登録申請書について、記載間違いが起こりにくいように記入欄の改良を行ったこと。

⑹　遵守状況確認票の見直しについて

誤解や思い込みによる不適切な回答を避けるため、回答欄の表現をより具体的な記載に変更したこと。

※平成25年4月8日付文書（法安8）にて　誤：「遵守状況等確認票」から正：「処方要件確認書」への訂正の連絡がありました。

電気自動車の充電器の電磁波による植込み型心臓ペースメーカ等への影響に係る使用上の注意の改訂について

（法安155）
平成25年3月26日
日本医師会常任理事　高杉　敬久

今般、電気自動車の普及に伴い、電気自動車の普通充電器及び急速充電器（以下「充電器」）より発生する電磁波が植込み型心臓ペースメーカ及び植込み型除細動器に及ぼす影響について検証実験が行われ、植込み型心臓ペースメーカ及び除細動機能なし植込み型両心室ペーシングパルスジェネレータにおいて、充電器への接近によりペーシングパルスの抑制や非同期のペーシングパルスの発生が認められたことが報告されました。これを受け、製造販売業者に対し、使用上の注意の改訂を指示した旨厚生労働省医薬食品局安全対策課より本会宛て連絡がありました。

つきましては、植込み型心臓ペースメーカ及び植込み型除細動器を使用している患者に対し、下記の事項を指導するよう貴会管下会員へご周知方よろしくお願い致します。

記

⑴　電気自動車の急速充電器は使用しないこと。
⑵　急速充電器を設置している場所には、可能な限り近づかないこと。
　なお、不用意に近づいた場合には、立ち止まらず速やかに離れること。
⑶　電気自動車の普通充電器を使用する場合、充電中は充電スタンドや充電ケーブルに密着するような姿勢はとらないこと。

医薬品である覚せい剤原料の残余の処理について

平成25年3月28日
広島県健康福祉局薬務課

このことについて、入院患者に処方された覚せい剤原料の取扱いについて、誤認されている事例がありました。取扱いはこれまでと同様に次のとおりです。

詳細は、向精神薬・覚せい剤原料取扱い手引きを参考にしてください。

http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/2405tebiki.html

「向精神薬・覚せい剤原料取扱いの手引き」より

・入院患者の死亡や処方変更等により病棟に残存 ・調剤中に発生した残り （例：1錠を半分に割り、残った半錠）	病院等の開設者が覚せい剤原料廃棄届出書を提出し、覚せい剤監視員の立会いの下で廃棄する。	
・外来患者やその家族等が、不用として持参	譲り受けできない。 持参した者自らが廃棄するよう指導する。	※患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは差し支えない。
・他の病院等で交付を受けて、持参して入院し、処方変更等により施用中止	譲り受けできない。 患者又はその家族等の責任の下で管理してもらうか、又は廃棄するよう指導する。	※患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは差し支えない。

担当：麻薬グループ
電話：082-513-3221（ダイヤルイン）
（担当者：小松）

広島県肝炎ウイルス検査事業の継続実施及び検査手順の見直しについて

1　広島県肝炎ウイルス検査事業の継続実施について

肝炎対策事業の推進については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成20年4月から実施している医療機関委託の肝炎ウイルス検査につきましては、平成25年度も継続して実施することとなりました。

このため、当該事業を受託いただいている医療機関におかれましては、別途広島県から委託契約締結を依頼していますので、この事業の重要性を御理解いただき、引き続き事業を受託いただきますようお願いいたします。

なお、詳細等については、下記の通り薬務課までお問い合せください。

【契約方法】　広島県と各医療機関との個別契約
【対 象 者】　広島市・呉市・福山市を除く県内市町に居住し、肝炎ウイルス検査を受検する機会のない者（過去に検査を受けたことのある者を除く。）

2　肝炎ウイルス検査手順の見直しについて

平成25年4月1日より、県の委託医療機関で実施する肝炎ウイルス検査について、次のとおり検査手順が見直されました。

ついては、肝炎ウイルス検査結果通知書が改正されておりますので、平成25年4月1日以降に検査を実施したものについては、平成24年度までのものは使用しないでください。

⑴　Ｃ型肝炎ウイルス検査手順の改正

ア　「HCV抗原検査」の省略

イ　「HCV抗体の検出（省略可）」の追加

⑵　指導区分の追加

HBs抗原検査で「陰性」と判定された者及びＣ型肝炎ウイルス検査で「現在、Ｃ型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者について、検査結果と検査日を記録しておくことの勧奨を指導区分へ追加

問い合せ先　広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループ
TEL：082-513-3078（ダイヤルイン）
FAX：082-211-3006
E-mail：fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

日医医賠責特約保険掛金改定について

広島県医師会医療事故特別委員会

平成25年7月1日開始分から日医医賠責特約保険の掛金改定が正式認可となった旨、日本医師会より連絡がありました。改定後の掛金は下記のとおりです。

なお、今回の掛金改定ならびに平成25年7月加入受付および更新手続きの会員向け案内は、「日医ニュース」平成25年4月5日号折り込みポスターにて実施されております。

随時加入を受付しておりますので、下記事務局までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【掛金改定内容】（平成25年7月1日保険開始分から適用）

⑴　診療所（有床・無床）、A2会員の年間掛金

現　行		改定後
23,000円	→	20,000円

⑵　病院の年間掛金

	現　行		改定後
A2会員在籍なし	16,000円	→	13,800円
A2会員1～2名	15,200円	→	13,100円
A2会員3名以上	14,400円	→	12,400円

× 病床数 − 40,000円

日医医賠責特約保険

【主　な　特　色】

日本医師会医師賠償責任保険（基本契約）はＡ会員個人が被保険者であり、Ａ会員以外の他の医師に責任がある場合や、法人の責任については、その責任負担分を控除した保険金が支払われます。（いわゆる「カット払い」）

日医特約保険では、「カット払い」を解消し、基本契約では支払われない「法人固有」あるいは「非日医Ａ会員」の責任部分についても保険金が支払われ、さらに、高額賠償への対応として基本契約と合算して1事故2億円、保険期間中6億円が補償されます。

【加　入　資　格】　日本医師会Ａ会員（A1・A2(B)・A2(C)）

【被　保　険　者】　日本医師会Ａ会員
Ａ会員が理事もしくは管理者である医療施設を開設する法人※1

【対象医療施設】　診療所、個人病院､99床以下の法人立病院

【医療施設事故】　医療施設を起因とした事故は担保なし※2

※1　医療行為者（勤務医師・看護師等）が単独で請求された場合は対象となりません。

※2　医療事故特別委員会では100万円保険の特約保険として団体医療施設賠償責任保険（任意加入）を取り扱っております。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕　広島県医師会　保険医事課

TEL：082-232-7211／FAX：082-293-3363／E-Mail：ijihosei@hiroshima.med.or.jp

再使用可能な手動式肺人工蘇生器の添付文書等の自主点検等について

（法安2）
平成25年4月1日
日本医師会常任理事　高杉　敬久

手動式肺人工蘇生器は、無呼吸や呼吸不全状態にある患者の緊急時の換気に用いられるものであり、単回使用の製品と、分解、洗浄、消毒等の後、再度組み立てを行うことで再使用可能な製品の2種類が存在します。

今般、再使用可能な手動式肺人工蘇生器において、誤って組み立てられた状態で使用し、患者の換気が十分にできなかった医療事故が報告されていることを受け、再使用可能な手動式肺人工蘇生器を取り扱う販売製造業者に対し、下記のとおり、添付文書や取扱説明書等（以下「添付文書等」）に組み立て方法及び動作点検方法がわかりやすく記載されているか自主点検を行い、自主点検の結果に応じて添付文書等の改訂を行うとともに、医療機関等への情報提供を実施するように指示した旨、厚生労働省医薬食品局安全対策課より本会宛て連絡がありました。

つきましては、今後、再使用可能な手動式肺人工蘇生器の添付文書等の改訂にご留意頂くよう貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

記

再使用可能な手動式肺人工蘇生器を取り扱う販売製造業者に指示された内容は以下の通りです。

1. 添付文書等に、以下の内容が記載されていることを確認すること。
   ⑴ 組み立て方法に関する手順が、図、写真等を用いてわかりやすく記載されていること。
   ⑵ 組み立て後の動作点検方法に関する手順が、図、写真等を用いてわかりやすく記載されていること。

2. 上記1の結果、記載が不十分と判断された場合には、速やかに添付文書等の改訂を行うこと。

3. 添付文書等の改訂を行った場合には、当該製品を使用する医療機関等に対し、当該製品の組み立て方法や動作点検方法についてわかりやすい記載に改めた旨を情報提供するとともに、医療機関等の求めに応じ、改訂した添付文書等を提供すること。

4. 上記1から3の添付文書等の自主点検結果及び医療機関等への情報提供状況について、平成25年4月26日（本通知の1か月後）までに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全第一部医療機器安全課あてに報告すること。

「使用上の注意」の改訂について

（法安9）
平成25年4月3日
日本医師会常任理事　高杉　敬久

今般、厚生労働省医薬食品局安全対策課より「使用上の注意」の改訂について、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知した旨、連絡がありました。

下記URLの医薬品医療機器情報提供ホームページに「使用上の注意の改訂指示」として掲載されておりますことを申し添えます。

記

医薬品医療機器情報提供ホームページ「使用上の注意の改訂指示」URL
　http://www.info.pmda.go.jp/kaitei/kaitei_index.html
　平成25年3月29日付け厚生労働省通知……SSRIなど抗うつ薬6種類

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業　第8回集計報告」の周知について

日医発第19号（法安10）
平成25年4月3日
日本医師会会長　横倉　義武

今般、公益財団法人日本医療機能評価機構が平成21年4月より実施している、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の第8回集計報告（集計期間：平成24年7月～12月）が公表された旨、厚生労働省医薬食品局総務課長並びに安全対策課長より本会宛連絡がありました。

なお、本報告書は下記の同機構ホームページからダウンロードしご覧いただきますようお願い申し上げます。

記

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業のURL
　http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行について

日医発第18号（法安11）
平成25年4月3日
日本医師会会長　横倉　義武

本年4月1日より、警察、海上保安庁等（以下、警察等という）が取り扱う死体についての調査、検査、解剖、その他死因又は身元を明らかにするための措置を定めた標記法律（平成24年法律第34号）および、同法施行令（平成25年政令第49号）が施行されました。

これにともない、同法の趣旨の周知ならびに警察等による死因、身元調査等の円滑な実施に対する医師等への協力依頼が、警察庁刑事局長より本職宛てに参りました。

また、同法にもとづき、死者が生前受けていた診療内容等に関する情報の提供を警察等から要請された場合、医師、医療機関等は遺族の同意なくこれに応じても、原則として個人情報保護法および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等に抵触しない旨の解釈が、厚生労働省医政局長から示され、本職宛てに通知が参りました。この解釈については、厚生労働省ホームページ
　http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805iryou-kaigoqa.pdf
に掲載の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインQ＆A（事例集）」にも「各論Q5-25-2」として事例が追加されております。

医療事故情報収集等事業第32回報告書の公表について

公益財団法人日本医療機能評価機構より医療事故情報収集等事業第32回報告書が公表されました。同機構では医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知するべき情報を取りまとめ、情報提供しております。

報告書、年報は下記の同機構ホームページからダウンロード可能です。

記

日本医療機能評価機構　医療事故情報収集等事業　報告書のURL
http://www.med-safe.jp/contents/report/index.html

平成25年度広域化予防接種参加市町委託料金のお知らせ

広島県医師会
感染症担当理事

予防接種広域化事業の推進につきましては、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、感染症対策の根幹である予防接種事業を一層推進するため、受託医療機関には、広域化を実施されている県内市町の住民の方々が、各種の予防接種を希望し、来院した場合には、引き続き対応していただくようお願い申し上げます。

なお、各市町の予防接種委託料金は、別紙の通りですので、ご確認の上、広島県国民健康保険団体連合会へご請求下さい。

広域化予防接種受託医療機関への新規登録またはご登録内容の変更の際は、次ページの調査票にご記入の上、本会地域医療課宛（FAX：082-293-3363）にご返信いただくだけで結構です。

広域化予防接種事業実施協力機関として、ご登録いただいている内容に変更等が無い場合は送付不要です。実施される予防接種の種類、実施日、実施時間など、ご登録内容に変更がございましたら、再度、次ページの調査票にご記入いただきお知らせください。

※市町別委託料一覧について、高齢者インフルエンザの委託料金は接種料金が確定次第、お知らせいたします。

ご 案 内

日 本 医 師 会 会 員 証 発 行 !!

日本医師会では、日医会員が社会活動を行ううえで、医師である会員としての身分を証明できるように、会員証を発行しています。

会員証ご希望の方は、下記申込み方法によりお申し込みください。

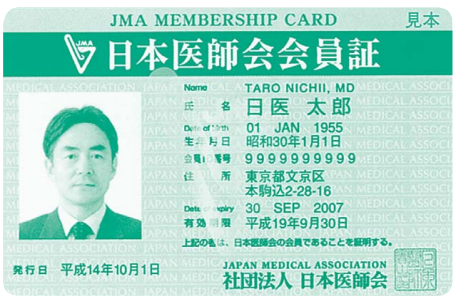

有効期限　5年間
頒　　価　1,500円（送料は日医負担）
申 込 先　市郡地区医師会に備え付けの「日本医師会会員証発行申込書」に必要事項を記入し、代金を添えて所属の市郡地区医師会へお申し込みください。

予防接種広域化事業実施協力に関する調査票

広島県医師会地域医療課宛（FAX：082-293-3363）

下記項目について、該当するものに○をつけてください。

1.　広域化予防接種事業を実施する県内市町の子ども及び高齢者等が定期予防接種、インフルエンザ接種（高齢者)、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを希望して来院した場合、自院で予防接種を実施されますか？

①　実施する
※対象年齢の制限や患者のみ対応など接種者への条件がある場合はお知らせください。
（　　）

②　実施しない

※①と回答された場合、接種料金は予防接種者の住所地（市町）で定められた料金を国保連合会に請求することになりますので、この点をご了解の上、下記項目にご回答下さい。

2.　1において、①と回答された医療機関にお尋ねします。貴院で実施される予防接種の種類と予防接種実施日時をお知らせ下さい。
※実施協力機関としてすでにご登録いただいている内容で、実施する予防接種の種類や実施日時など変更がございましたらお知らせ下さい。

■実施される予防接種の種類
1. DPT　2. DT　3. MR　4. 麻疹　5. 風疹　6. 日本脳炎
7. BCG　8. ポリオ（不活化ポリオ）　9. DPT-IPV
10. 高齢者インフルエンザ
11. 子宮頸がん予防ワクチン　12. ヒブワクチン　13. 小児用肺炎球菌ワクチン

■実施日時
①診療日、診療時間内
②特定の曜日
曜日　午前　：　～　：　まで
曜日　午後　：　～　：　まで
③その他（　　）

3.　予防接種の広域化に対するご意見やお考えがございましたら、ご記入下さい。

貴医院住所　〒
貴 医 院 名
貴管理者名
TEL・FAX　TEL　FAX

※ご不明な点がございましたら事務局地域医療課（TEL：082-232-7211）までご連絡下さい。

平成25年度市町別委託料一覧

・ワクチン料＋手技料（消費税含む）　・予診のみは、予診の結果接種不適当になったもの。但し、医療に移行したものは除く。　単位：円（消費税含む）

ワクチン名 / 市町名	ＤＰＴ	Ｄ　　Ｔ	四種混合 DPT-IPV	麻疹風疹混合 ワクチン	麻　　疹	風　　疹	日本脳炎 （細胞培養）	ＢＣＧ	ポリオ （不活化ポリオ）	子　宮 頸がん	小児用 肺炎球菌	ヒブ	※予診のみ
安芸太田町	5,140	4,610	6歳未満：10,230 6歳以上：9,480	6歳未満：9,680 6歳以上：8,930	6歳未満：6,430 6歳以上：5,680	6歳未満：6,440 6歳以上：5,690	6歳未満：6,880 6歳以上：6,130	6,630	6歳未満：9,080 6歳以上：8,330	14,500	10,000	8,000	2,700
安芸高田市	6歳未満：5,140 6歳以上：4,390	6歳未満：4,930 6歳以上：4,180	6歳未満：10,230 6歳以上：9,480	6歳未満：9,680 6歳以上：8,930	6歳未満：6,430 6歳以上：5,680	6歳未満：6,440 6歳以上：5,690	6歳未満：6,880 6歳以上：6,130	6,630	6歳未満：9,080 6歳以上：8,330	14,880	10,430	8,130	2,000
江田島市	5,000	4,500	10,000	9,000	6,000	6,000	6,850	5,500	9,700	15,630	10,000	8,000	
大崎上島町	5,200	4,300	10,500	10,000	6,600	6,600	7,100	6,800	8,600	15,750	10,200	8,000	2,000
大竹市	6歳未満：5,530 6歳以上：4,740	6歳未満：5,610 6歳以上：4,820	6歳未満：10,810 6歳以上：10,020	6歳未満：10,170 6歳以上：9,380	6歳未満：6,800 6歳以上：6,010	6歳未満：6,900 6歳以上：6,110	6歳未満：7,430 6歳以上：6,640	7,170	6歳未満：9,690 6歳以上：8,900	15,780	11,250	8,690	6歳未満：3,620 6歳以上：2,830
尾道市	4,580	4,460	9,600	9,440	5,900	5,880	6,320	6,020	8,500	14,500	10,000	8,000	2,740
海田町	6歳未満：5,560 6歳以上：4,770	4,500	10,000	（1･2期）：10,380	6,160	6,160	（1期）：7,000 （2期）：6,600	6,930	6歳未満：9,700 6歳以上：8,900	15,630	9,500	7,700	
北広島町	5,140	4,610	6歳未満：10,230 6歳以上：9,480	6歳未満：9,680 6歳以上：8,930	6,430	6,440	6歳未満：6,880 6歳以上：6,130	6,630	6歳未満：9,080 6歳以上：8,330	14,500	10,000	8,000	2,700 インフルエンザ：1,790
熊野町	未就学児：5,370 就学時：4,620	4,850	未就学児：10,710 就学時：9,960	10,190	6,750	6,750	未就学児：7,190 就学時：6,440	6,930	未就学児：9,500 就学時：8,750	15,000	10,000	8,000	未就学児：3,450 就学時：2,700
呉市	6歳未満：5,470 6歳以上：4,680	1期6歳未満：5,350 1期6歳以上：4,560 2期：4,000	6歳未満：10,860 6歳以上：10,080	6歳未満：9,970 6歳以上：9,180	6歳未満：6,930 6歳以上：6,140	6歳未満：6,960 6歳以上：6,170	6歳未満：7,400 6歳以上：6,610	7,140	6歳未満：9,710 6歳以上：8,920	15,800	6歳未満：11,130 6歳以上：10,340	6歳未満：8,710 6歳以上：7,920	2,830
坂町	5,520	（1期）：5,730 （2期）：4,970	未就学児：10,870 就学児：10,110	10,240	9,360	6,880	未就学児：7,350 就学児：6,600	7,090	未就学児：9,700 就学児：8,900	15,000	9,500	7,000	
庄原市	4,600	4,500	10,000	9,500	6,000	6,000	7,000	6,100	9,000	15,500	10,000	7,000	
神石高原町	5,030	4,810	10,180	9,630	6,240	6,250	6,830	6,580	9,300	15,000	10,000	8,000	
世羅町	4,770	4,600	9,900	9,300	5,480	5,570	6,400	5,970	8,700	14,500	10,000	8,000	1,790
竹原市	4,600	4,600	9,900	9,100	5,700	5,700	6,300	6,000	8,700	14,500	10,000	8,000	
廿日市市	6歳未満：5,220 6歳以上：4,420	6歳未満：5,190 6歳以上：4,390	6歳未満：10,400 6歳以上：9,600	6歳未満：9,740 6歳以上：8,940	6歳未満：6,410 6歳以上：5,610	6歳未満：6,410 6歳以上：5,610	6歳未満：7,100 6歳以上：6,300	6,890 （※1）	6歳未満：9,380 6歳以上：8,580	15,630	10,000	8,000	2,700 子宮頸がん、ヒブ、 小児用肺炎球菌は2,835
東広島市	4,510	4,900	9,970	8,940	5,980	5,990	6,450	6,000	8,760	15,640	10,140	7,760	3,040
広島市	5,974	1期：5,412 2期：3,870	11,119	1期：12,894 2期：11,581	1期：9,481 2期：8,169	1期：7,455 2期：7,056	1期：7,917 2期、特例：6,678	7,654	9,775	15,823	10,274	8,073	（※2）
福山市	5,030	4,810	10,180	9,630	6,240	6,250	6,830	6,580	9,300	15,000	10,000	8,000	
府中市	4,510	4,640	10,330	9,280	5,740	5,810	6,300	5,890	9,220	15,000	10,000	8,000	
府中町	5,560	（1期）：5,790 （2期）：5,000	10,900	10,380	6,950	6,950	未就学児：7,390 就学児：6,600	7,120	9,700	15,000	10,000	8,000	
三原市	4,770	4,410	9,900	9,300	5,630	5,660	6,400	5,970	8,700	14,500	10,000	8,000	2,835
三次市	5,340	5,340	10,260	9,400	6,480	6,610	7,000	5,500	9,000	15,500	10,000	7,000	定期：2,500

※1：やむを得ない事情等により接種の機会を逃した者が、予防接種を行う場合、年齢が6歳以上であれば接種金額は6,090円です。
※2：広島市の予診のみについては県医師会地域医療課（TEL：082-232-7211）までお問い合せください。

「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」の改正について

（地Ⅲ11）
平成25年4月9日
日本医師会常任理事　石川　広己

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会における審議結果及び食中毒処理の現状を踏まえて、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」が改正され、厚生労働省医薬食品局食品安全部長より、本会に対して周知、協力方依頼がありました。

本件は、食中毒又はその疑いのある事例が発生した場合において、迅速かつ的確に対応するため都道府県等が策定するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員への周知についてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※本改正に伴う資料について、広島県医師会地域医療課（TEL：082-232-7211）までご連絡いただけますと必要部数を印刷の上郵送いたします。

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正及び一部改正に伴う診断書の項目改正について

（地Ⅲ12）
平成25年4月9日
日本医師会常任理事　三上　裕司

国民年金法施行令別表、並びに厚生年金保険法施行令別表第1、及び第2に規定する障害の程度の認定につきましては、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の改正について」（平成14年3月15日庁保発第12号）により取り扱われているところです。

今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の一部が改正され、平成25年6月1日から適用されることから、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より、日本年金機構理事長宛に国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について、また、厚生労働省年金局事業管理課長より、日本年金機構事業管理部門担当理事宛に国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書の項目改正について通知がありましたので、概要をお知らせします。

(1)　眼の障害

①　認定基準

○　視野障害について、新たに中心視野の8方向の角度の合計値を算出する判断基準を設けるとともに、測定不能の場合や中心暗点のみの場合の取扱いを規定する。

　また、認定の対象となる求心性視野狭窄や不規則性視野狭窄等について、具体的な傷病名や症状の説明を追加する。

○　視力、視野以外の障害については、これまで障害手当金相当の障害として「調節機能障害及び輻輳機能障害」及び「まぶたの欠損障害」を規定していたが、これに「まぶたの運動障害」、「眼球の運動障害」、「瞳孔の障害」を追加し、それぞれの障害の状態を例示する。

②　診断書の様式

○　これまで視野の測定結果を1つの視野表に表記することとしていたが、様式上、2種類の視野表を設けることとし、2つの視標（Ⅰ/2、Ⅰ/4）の測定結果をそれぞれの視野表に記載できるよう変更する。

○　中心視野の測定結果については、視野表に加え、新たに8方向の視野の角度とその合計値を記

載する欄を設ける。

⑵　精神の障害

①　認定基準

○　器質性精神障害に含まれる高次脳機能障害について、疾患の特性や主な症状を明記し、認定の対象であることを明確にする。

　また、高次脳機能障害により失語障害が生じる場合は、失語障害を「言語機能の障害」の認定要領により認定し、精神の障害と併合認定するよう整理する。

②　診断書の様式

○　障害の状態欄（現在の病状又は状態像）を整理し、知能障害等の項目の中に高次脳機能障害の主な病状等を確認するための項目を設ける。

なお、平成25年6月1日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、使用しても差し支えないことを申し添えます。

※資料がご入用の場合には、広島県医師会地域医療課（TEL：082-232-7211）までご連絡ください。

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子健康手帳の記載事項の取扱いについて

日医発第34号（地Ⅲ14）
平成25年4月10日
日本医師会長　横倉　義武

今般、標記の件について、厚生労働省健康局結核感染症課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長の連名により、各都道府県等衛生・母子保健主管部（局）長宛に通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本件は、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種が4月1日より定期接種の対象になったことから、母子保健法施行規則において規定している母子健康手帳の様式について改正がなされ、また、既に公布している母子健康手帳の取扱等について留意事項を示したものです。

なお、母子健康手帳の任意記載事項様式の改正については、別途、母子保健課長より通知がなされておりますので併せてお送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、ワクチン接種の円滑な実施に向け、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子健康手帳の記載事項の取扱い等について

健感発0330第1号
雇児母発0330第2号
平成25年3月30日
厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）の施行に伴い、本年4月1日よりHib感染症、

小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症（以下「HPV」という。）に係る予防接種が定期接種の対象になります。

これを踏まえ、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）に基づく母子健康手帳の様式の一部について、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第51号）に基づき改正し、同日より適用することにしていますので、下記1の内容について御了知頂くとともに、貴管内市町村に周知し、事務の取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

また、既に交付している母子健康手帳の取扱い等について、下記2に記載していますので、併せてご留意頂き、円滑なワクチン接種に特段のご配慮をお願いいたします。

記

1.　母子保健法施行規則の一部改正について

⑴　改正の趣旨

予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）の施行に伴い、本年4月1日よりHib感染症、小児の肺炎球菌感染症及びHPVに係る予防接種が定期の予防接種の対象になる。これを踏まえ、母子保健法施行規則において規定している母子健康手帳の様式について⑵の改正を行う。

⑵　改正の内容

母子保健法施行規則様式第3号中、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症及びHPVに係る予防接種の記録欄を追加するとともに、1歳6か月児健診、3歳児健診及び6歳児健診の結果を記載するページにおける予防接種の記録欄に、Hib感染症及び小児の肺炎球菌感染症に係る予防接種を追加するほか、所要の改正を行う。

⑶　施行期日等

①　平成25年4月1日から施行すること。

②　母子保健法施行規則の一部を改正する省令の施行の際、現にある、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

2.　既に交付している母子健康手帳の取扱い等

⑴　既に交付している母子健康手帳の取扱い

○　既に交付している母子健康手帳、平成25年4月1日時点で現にあるものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとすること。

○　その際には、任意様式のHib感染症、小児の肺炎球菌感染症及びHPVに係る予防接種の記録欄に記録するなど、分かりやすい接種の記録が行われるよう情報提供に努めること。また、この場合であっても、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第3項の規定に基づき、予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載したものとなる。

⑵　妊産婦や乳幼児のいる家庭等に対する情報提供

⑴の内容と併せ、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症及びHPVに係る予防接種の定期接種化について、衛生主管部局と母子保健主管部局とで連携しながら、母子健康手帳の交付の機会等を利用し、既に母子健康手帳を交付した方を含む妊産婦や乳幼児のいる家庭等に対する情報提供に努めること。

速報メルマガ購読会員募集

登録はインターネットで

http://news.hiroshima.med.or.jp

にアクセスしてメールマガジン登録をしてください。

お問い合わせ先　広島県医師会　広報情報課

E-mail：kouhou@hiroshima.med.or.jp

TEL　(082)232-7211

平成25年度特定健康診査・特定保健指導の集合契約Bについて

■平成25年4月15日㈪に各代表保険者と広島県医師会で平成25年度特定健康診査・特定保健指導の集合契約Bを交わしました。今年度の契約内容については下記の通りです。

1　集合契約先　　集合契約は、各代表保険者と県医師会との契約となります。

集合契約の対象保険者等	代表保険者名（契約代表者名）	契約事業名
市町（国民健康保険担当課）	広島県国民健康保険団体連合会	特定健康診査・特定保健指導 （対象者：40歳～74歳の方）
被用者保険（被扶養者分） 国保組合	全国健康保険協会広島支部	特定健康診査・特定保健指導 （対象者：40歳～74歳の方）

2　契約金額

○契約金額には、問診票等の用紙、電子化ファイルの作成に係る費用が含まれています。

＜平成25年度　集合契約の契約金額＞

区分			1人当たり委託料単価（消費税含む） 個別健診	支払条件※1
特定健康診査※2	基本的な健診の項目		8,100円	・健診実施後に一括
	詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）	貧血検査	231円	
		心電図検査	1,365円	
		眼底検査（両側）	1,176円	
特定保健指導	動機付け支援		9,800円	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援		22,000円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払 ・残る6/10（内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10）は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1　特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。
※2　委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。
（注）　他の法令に基づく健診（原爆被爆者援護法に基づく被爆者健診）を特定健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、実施機関は、上記の単価から、重複する検査項目の費用（他の法令に基づく健診で負担すべき金額）を差し引いた金額を委託料とし、そこから自己負担額を差し引いた金額を保険者に請求することとする。

（参考１） 集合契約に係る各健診（検査）の単価内訳

項目				特定健診	被爆者健診	金額（円）特定健診	診療報酬点数（1点＝10円）（平成24年度診療報酬点数による）
基本的な健診の項目	質問（服薬歴・喫煙歴など）			○	○	2,700	初診料として整理 270点
	身体計測	身長		○			
		体重		○			
		肥満度・標準体重		○			
		腹囲		○			
	理学的検査（身体診察）			○	○		
	血圧測定			○	○		
基本チェックリスト							
反復唾液嚥下テスト							
血液検査	脂質	脂質	中性脂肪	○		930	生化学的検査Ⅰ（5項目以上7項目以下） 93点
			HDL－コレステロール	○			
			LDL－コレステロール	○			
	肝機能	AST（GOT）		○	■		
		ALT（GPT）		○	■		
		γ－GT（γ－GTP）		○	■		
	血糖	空腹時血糖		△			
		ヘモグロビンA1c		△	■		（血液学的検査　49点）
	血液採取（1日につき）			○	○	160	16点
	生化学的検査Ⅰ判断料			○	◆	1,440	144点
	血液学的検査判断料			○	○	1,250	125点
尿検査	尿糖			○	○	260	26点
	尿蛋白			○	○		
問診票・結果通知				○		225	
電子化加算				○		750	
小計						7,715	
消費税						385	
合計（A）						8,100	
（詳細な健診項目）特定健診	貧血検査	赤血球数		■	○	231	血液学的検査 21点
		血色素測定		■	○		
		ヘマトクリット値		■	○		
	12誘導心電図			■		1,365	130点
	眼底検査（両側）			■		1,176	56点×2
血液検査	血清アルブミン						11点
合計						2,772	
総合計						10,872	

（参考２）特定健診（基本）からの差引額

① 被爆者健診（一般）	4,588
② 被爆者健診（一般＋肝機能検査）	6,573
③ 被爆者健診（一般＋貧血検査）	4,808
④ 被爆者健診（一般＋肝機能検査＋貧血検査）	6,793

○…実施項目　■…医師の判断に基づき選択的に実施する項目　△…いずれかの項目の実施で可　◆…血液検査の内容により選択
注）特定健診の追加項目分は、消費税込みで表示。

3　年度途中からの集合契約Ｂ参加医療機関の追加募集

年度途中からの特定健康診査・特定保健指導の集合契約に参加される健診等実施機関の追加募集は、年3回行います。

追加実施機関の契約は、第1回：6月30日、第2回：9月30日、第3回：12月31日に行います。なお、追加実施機関において、特定健診等を実施するのは、各回の契約日以降となりますので、ご注意ください。参加を希望される健診等実施機関は、第1回：6月20日㈭、第2回：9月20日㈮、第3回：12月20日㈮までに、各地区医師会事務局へ連絡してください。

4　昨年度からの変更点

昨年（平成24年）度からの主な変更点は以下の通りです。

新旧対照表

変更前

健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査※5	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL－コレステロール
			LDL－コレステロール
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ－GTP
		血糖検査※2（いずれかの項目の実施で可）	空腹時血糖
			ヘモグロビンＡ１ｃ
		尿検査※3	糖
			蛋白
	詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）※4	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
特定保健指導	動機付け支援	Ⅰ　初回面接 ①　個別面接1回(20分以上) 又は ②　グループ面接(8名以下)1回(80分以上) Ⅱ　実績評価 6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施	
	積極的支援	初回時面接の形態	①　個別面接1回(20分以上) 又は ②　グループ面接(8名以下)1回(80分以上)
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180ポイント以上
			主な実施形態	※　支援A、支援Bの内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(確定版)を参照すること。 ※　継続的支援は、支援中に直接面接(個別・グループ)支援を必ず1回以上実施し、支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施すること。
		終了時評価の形態	6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施

※1　制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2　血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定すること。

※3　生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※4　詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※5　特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

変更後

健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査※5	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL－コレステロール
			LDL－コレステロール
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ－GTP
		血糖検査※2（いずれかの項目の実施で可）	空腹時血糖
			ヘモグロビンＡ１ｃ
		尿検査※3	糖
			蛋白
	詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）※4	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
特定保健指導	動機付け支援	Ⅰ　初回面接 ①　個別面接1回(20分以上) 又は ②　グループ面接(8名以下)1回(80分以上) Ⅱ　実績評価 6ヶ月以上経過した日の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施	
	積極的支援	初回時面接の形態	①　個別面接1回(20分以上) 又は ②　グループ面接(8名以下)1回(80分以上)
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180ポイント以上
			主な実施形態	※　支援A、支援Bの内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(確定版)を参照すること。 ※　継続的支援は、支援中に直接面接(個別・グループ)支援を必ず1回以上実施し、支援Aのみで180ポイント以上又は、支援A(最低160ポイント以上)と支援Bの合計で、180ポイント以上の支援を実施すること。
		終了時評価の形態	6ヶ月以上経過した日の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施

※1　制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2　血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定すること。

※3　生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※4　詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※5　特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

※実施機関に例年お配りしております説明資料・リーフレットについては追って各機関宛に送付させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

こどもの救急電話相談ポスター

この度、広島県では、「こどもの救急電話相談」（＃8000事業）を広く県民に広報するため、ポスターを作成し、県内の小児科を標榜する病院及び診療所にお送りしました。

その他の医療機関についても、掲示にご活用いただける場合には、ポスターをお送りさせていただきますので、広島県医療政策課（TEL：082-513-3062）までお問合せください。（在庫限り）